6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhide Kiyasu Vice Director General, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of quay (−19m) Pier at Kudamatsu Area, Port of Tokuyama-Kudamatsu

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 5 September 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by the electric bidding system : 1 : 30 P.M. 24 October 2019 (tenders brought or submitted by mail : 1 : 30 P.M. 24 October 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Hisayuki Yamauchi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 14―15 Higashihakushima-cho, Naka-ku, Hiroshima-city, Hiroshima-Prefecture Japan 730―0004 TEL 082―511―3903

表－１

①　入札説明書の配布期間　令和元年８月１日から令和元年10月24日（最終日は17時00分まで）

②　申請書及び確認資料の提出期間　令和元年８月１日から令和元年９月５日９時30分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③　入札書の提出期限　令和元年10月24日13時30分まで

④　開札日時　令和元年10月29日13時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和元年９月26日から令和元年10月24日（利付国債の提供の場合は、令和元年10月10日まで）

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年８月１日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　村山　一弥

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名：名瀬第２合同庁舎（Ｒ１）外設計業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務の目的：

【Ａ業務】本業務は、鹿児島県奄美市名瀬において計画されている、名瀬第２合同庁舎の新築の設計を行う業務である。

【Ｂ業務】本業務は、福岡県春日市において計画されている、福岡南公共職業安定所のＥＶ棟の増築と改修の設計を行う業務である。

【Ｃ業務】本業務は、鹿児島県奄美市名瀬において計画されている、名瀬法務総合庁舎の外壁、屋根防水及び建具の改修設計を行う業務である。

⑷　履行期間：契約締結日の翌日～令和３年２月28日

⑸　本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式１を支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ（http://www.qsr.mlit.go.jp）の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式１の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

１）提出先：５⑴に同じ。

２）受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

⑹　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

２　業務実施上の条件

⑴　技術提案書の提出者に要求される資格　技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

２）設計共同体　２⑴１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年８月１日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表１②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

３）技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ａ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。ｂ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂ）において同じ。）の関係にある場合

ｂ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合